

第3章 緑の将来像と目標

1 緑の将来像

(1) 将来都市像

「府中市緑の基本計画2009」が描く本市の将来都市像は、地域の特性を生かした、個性豊かで魅力あるまちづくりと、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりを進めるため、「第5次府中市総合計画」で将来都市像として掲げている『心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち』を、本計画においても共有することとします。

—将来都市像—

心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち

(2) 計画テーマ

将来都市像を実現する基本的な考え方を、「計画テーマ」とします。

—計画テーマ—

水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中

将来都市像の実現には、府中の自然・歴史・文化を支えてきた、浅間山や崖線などのまとまった樹林や、馬場大門のケヤキ並木、多摩川など、本市を特徴づける美しくて風格ある緑を守り、生かしていくことが必要です。さらに、身近な緑を増やし、水と緑が輝き、潤いを感じ、市内を回遊できる魅力的な回り舞台を創っていくことが必要です。

そのため、計画テーマを『水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中』とし、様々な取組により、『心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち』を実現することとします。

また、計画テーマを実現するため、輝きや潤いのある水と緑に覆われた都市の姿を表す指標として、緑の確保目標を設定します。

本市は、緑の豊かさについて市民から高い評価を得ているものの、緑被率は、昭和62年に比べると大きく減少している状況です。そこで、現状の緑被地約870haを守り、後世に引き継ぐとともに、毎年1haずつ緑被地を確保することによって、平成30年までに緑被率を30%とすることを目標とします。

—緑の確保目標—輝きや潤いのある水と緑に覆われた都市の姿を表す指標

平成 30 年：緑被率 30%を目指します

■ 緑の目標値

	現 状 (平成 20 年)	目標年次 (平成 30 年)
緑 被 率	29.68 % (870.75 ha)	30 % (880 ha)
緑 地 率	25.37 % (744.35 ha)	26 % (751 ha)
み ど り 率	39.80 % (1,167.68 ha)	40 % (1,182 ha)
人口 1 人当たりの都市公園面積 (都市公園面積／人口)	7.01 m ² /人 (171.69 ha)	7.33 m ² /人 (188 ha)
人 口	245,032 人	257,000 人
府中市面積	2,934 ha	

注) 人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計。

確保目標	説 明
緑 被 率	「緑被地」とは、上空から見たときに、樹木・樹林、草地、農地など、植物で覆われた土地のことで、本市に占める割合を「緑被率」といいます。
緑 地 率	「緑地」とは、公園緑地等の都市施設とする緑地（都市公園、条例等の公園）、制度上安定した緑地（生産緑地地区、保安林等）、社会通念上安定した緑地（社寺境内地、公開性のある施設等）のことで、本市に占める割合を「緑地率」といいます。
み ど り 率	「みどり」とは、公園、街路樹、樹林、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路などのことで、本市に占める割合を「みどり率」といいます。

(3) 基本目標

『水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中』を計画テーマとして、緑の将来像を実現するために、「緑の保全・活用」「緑地の整備・創出」「緑化の推進」「協

—基本目標(1)—

「緑の保全・活用」

歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち

歴史・文化的な資源と一体となったケヤキ並木や大國魂神社、豊かな自然を残す浅間山や崖線、市内に残る農地は、都市の風格を表すものであると同時に、多様な生き物の生息空間として重要な緑です。

これら重要な緑の「保全・活用」による、地域の特色を生かしたまち、人と生き物が共生できるまちを目指し、『歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち』の実現を基本目標とします。

- 基本方針 1 まちの風格をかもし出す樹木を守り、生かします
- 基本方針 2 ふるさつを感じる緑を守り、生かします
- 基本方針 3 多摩川の水辺環境を守り、生かします
- 基本方針 4 生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します

—基本目標(2)—

「緑地の整備・創出」

やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち

歩いて行ける場所に公園があり、道路の緑や水辺のある緑道、遊歩道で結ばれることによって、身近に水や緑とふれあい、憩い、やすらぎを感じることでできる空間が確保されていることは、都市の潤いを創出するために不可欠です。

こうした緑を「整備・創出」することによって、健やかな暮らしを支えるまちを目指し、『やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち』の実現を基本目標とします。

- 基本方針 1 水と緑のネットワーク化を進めます
- 基本方針 2 公園等を計画的に配置します
- 基本方針 3 緑の中核的な拠点を整備します
- 基本方針 4 特色のある安全・安心な公園等を整備します

働による緑のまちづくり」の視点から、次の基本目標を定めます。また、各基本目標を実現するため、基本方針を定めます。

—基本目標(3)—

「緑化の推進」

魅力ある 緑や花の あふれるまち

計画テーマの「水と緑が輝く」こととは、「美しさ」や「風格」、「快適さ」、「安全・安心」、「楽しさ」などを演出し、四季を彩る緑があふれていることをいいます。

木々の緑とまちに彩りを添える花で「緑化」することによって、自然と都市環境が調和したまちづくりを目指し、『魅力ある 緑や花の あふれるまち』の実現を基本目標とします。

基本方針1 公共施設の緑化を進めます

基本方針2 まちかどの緑を増やします

基本方針3 開発事業における緑化を適切に誘導します

—基本目標(4)—

「協働による緑のまちづくり」

ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち

市民団体やNPO法人、ボランティア、企業などの様々なまちづくりの主体と、行政との「協働」は、「水と緑が輝く 潤いのあるまち」の実現に不可欠です。

一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちが創る」という立場から、ともにまちを育てていくことを目指し、『ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち』の実現を基本目標とします。

基本方針1 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働します

基本方針2 市民の自主的な活動を支える仕組みを充実します

【緑の機能】

- 都市の魅力を高める緑
- 余暇活動の場としての緑
- 都市の安全性を高める緑
- 地球環境や身近な環境を保全する緑

【改定の視点】

- 「量」から「質」への転換
- 緑の保全・創出による持続可能な環境共生型社会の実現
- 市民や事業者等の「参加」から「協働」への転換
- 新たな法体系への対応や上位・関連計画との整合

【緑の現状】

- 前計画の検証
- 都市を取り巻く状況
- 緑を取り巻く状況
- 緑の現況調査
- 緑に対する市民の意識（市政世論調査）
- 上位・関連計画での緑の位置づけ

【緑に関わる課題】

■都市の魅力を高める緑としての課題

- ①馬場大門のケヤキ並木など骨格を形成し、魅力を高める緑の保全
- ②市民に親しまれている樹木・樹林の保全
- ③歴史・文化的な資源と一体となった緑の保全・活用
- ④民有地における緑の保全・創出
- ⑤まちかどの緑の創出
- ⑥公共施設における緑の保全・創出
- ⑦水と緑のネットワークの形成
- ⑧緑化に関わる制度の積極的な活用

■余暇活動の場としての緑の課題

- ①だれもが利用できる公園の整備
- ②都市計画公園・緑地の整備の推進
- ③少子高齢社会への対応

■安全・安心を提供する場としての緑の課題

- ①避難場所・避難路となる緑地の確保
- ②安全・安心な公園の整備

■環境保全上の緑の課題

- ①多様な生物の生息を考慮した緑の保全・再生
- ②減少が続く農地の保全・活用

■協働による緑のまちづくりに関する課題

- ①市民・事業者・行政の協働による緑のまちづくり
- ②市民の自主的な取組に向けた意識啓発
- ③庁内推進体制などの充実

【緑の将来像と目標】

— 将来都市像 —

心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち

— 計画テーマ —

水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中

— 基本目標 (1) —

「緑の保全・活用」

歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち

- 基本方針 1 まちの風格をかもし出す樹木を守り、生かします
- 基本方針 2 ふるさつを感じる緑を守り、生かします
- 基本方針 3 多摩川の水辺環境を守り、生かします
- 基本方針 4 生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します

— 基本目標 (2) —

「緑地の整備・創出」

やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち

- 基本方針 1 水と緑のネットワーク化を進めます
- 基本方針 2 公園等を計画的に配置します
- 基本方針 3 緑の中核的な拠点を整備します
- 基本方針 4 特色のある安全・安心な公園等を整備します

— 基本目標 (3) —

「緑化の推進」

魅力ある 緑や花の あふれるまち

- 基本方針 1 公共施設の緑化を進めます
- 基本方針 2 まちかどの緑を増やします
- 基本方針 3 開発事業における緑化を適切に誘導します

— 基本目標 (4) —

「協働による緑のまちづくり」

ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち

- 基本方針 1 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働します
- 基本方針 2 市民の自主的な活動を支える仕組みを充実します

2 緑の将来構造（水と緑のネットワーク形成方針）

市内には、崖線や浅間山などの緑地、多摩川や用水などの水辺、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社をはじめとする寺社林、地域に残る樹木・樹林など、歴史や文化をかもし出す自然環境が残されています。『水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中』として実現される本市の緑の将来構造は、こうした水や緑が持つ様々な機能をより高めることが重要となります。

このため、「水と緑のネットワークの形成」を基本的な考え方に据え、郷土の森公園や府中基地跡地留保地内の公園などを中心とした拠点整備を進めるとともに、府中崖線や多摩川を軸とし、これらを新田川緑道や二ヶ村緑道などの緑道・遊歩道、さらには、東八道路や桜通りなど街路樹のある道路などで結ぶことによって、緑の将来構造を構築することとします。

また、水と緑のネットワークの形成に際しては、生き物の生息環境を保全することを目的に、生き物の生息空間の確保とその移動経路であるコリドーの形成に配慮します。



郷土の森公園

(1) 緑の拠点

緑の豊かさや美しさを感じられ、かつ安全で快適に住める緑のまちづくりを進めるため、「緑の機能」をもとに、10の区域を「緑の拠点」と位置づけます。

【緑の拠点（10の区域）】

＜緑の中核的な拠点＞

本市を代表するまとまりのある緑や、特徴的な緑の空間は、広域的な緑の拠点となるよう、「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

●郷土の森公園周辺

各種の文化・スポーツ施設が集積し、多くの市民に親しまれている大規模な公園であり、府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画によって、さらに機能の拡充が進められることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

●ケヤキ並木周辺

市の表玄関である府中駅を核に中心市街地が形成され、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社など、本市の歴史・文化を伝える緑が残されていることや、水と緑のネットワークの要の位置にあることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

●府中の森公園・府中基地跡地留保地周辺

中心市街地に近接する地域にあり、府中市美術館や野球場といった、文化施設やスポーツ施設など、多様な機能を持つ総合公園が整備されているほか、府中基地跡地留保地で予定している新規の公園整備によって、さらなる機能充実が見込まれることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

●浅間山公園周辺

市内で唯一の「山」であり、ムサシノキスゲをはじめとする貴重な植物などがみられ、隣接する多磨霊園と一体となってまとまりのある武蔵野の雑木林が残されていることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

●武蔵野公園周辺(国分寺崖線)

国分寺崖線の緑や野川の水辺と一体となった大規模な公園であり、都立公園として、今後も拡充整備が見込まれることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

<地域における緑の拠点>

近隣住民に親しまれている地域の核となる公園や、地域の特徴的な緑の空間は、地域の緑の拠点となるよう、これらを含む一帯を「地域における緑の拠点」と位置づけます。

●武蔵台公園周辺(国分寺崖線)

本市の北西部を代表する緑の空間として、武蔵台公園を中心に都立府中病院や武蔵台文化センターなどの各施設と国分寺崖線に残る緑が一体となった良好な環境が形成されており、景観の保全・活用が期待される区域であることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置づけます。

●西府駅周辺

西府駅の開設に伴い、西府文化センターや周辺の公園などと一体となり、今後、市西部地域の拠点となることが期待される区域です。また、隣接する府中崖線やこれに沿って流れる水路などは、特徴的な緑の空間であることから、ここを「地域における緑の拠点」として位置づけます。

●四谷樹林地周辺

地域に残る樹林や農地は、本市の原風景を今に伝える数少ない区域です。こうした地域の風景を守り、生かした緑のまちづくりが期待されることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置づけます。

●小柳公園周辺

本市の南東部の核となる公園として様々な役割が期待されており、また、多摩川及びその河川敷と一体となった、緑の空間の保全・活用も望まれることから、ここを「地域における緑の拠点」として位置づけます。

●武蔵野の森公園周辺

スポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれ、隣接する教育施設の緑と一体となって、文化の香り高い景観が形成されていることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置づけます。

(2) 水と緑の軸

府中崖線や多摩川は、本市を東西に横断する緑の骨格となることから、これらを「水と緑の軸」と位置づけます。

<水と緑の軸>

●府中崖線

本市のほぼ中央を東西に樹木が連なる「府中崖線」は、本市を代表する特徴的な緑のひとつであり、緑ゆたかな景観を形成していることから、ここを「水と緑の軸」と位置づけます。

●多摩川

多摩川は、本市の南端、四谷から押立町までの約9kmにわたって水辺を形成し、その河川敷は広大な緑の空間となっていることから、ここを「水と緑の軸」と位置づけます。

(3) 水と緑のネットワークゾーン

緑の拠点と水と緑の軸を相互に結ぶ緑道や遊歩道、街路樹のある道路を中心とし、周辺の公園・緑地や宅地内の緑を含めた区域を「水と緑のネットワークゾーン」と位置づけます。



府中崖線

図 3-2-1 緑の将来構造図(水と緑のネットワーク形成方針図)



3 公園等の整備方針

公園等の配置状況は、住宅市街地の多くが、歩いて行ける身近な公園の圏域とされる半径 250m内に含まれます。また、1人当たりの都市公園面積は、昨今の急激な人口増加による影響を受け伸び悩んでいます。周辺都市と比較すると高く、量的な充足は進んでいるといえます。

一方、公園等の整備を取り巻く環境は、都市化の進展による公園用地の不足、整備費用や維持管理費用の増加を背景に厳しさを増しており、都市公園の配置標準※に即した、一律的な整備は困難な状況にあります。

そこで本市では、既存の公園等を生かし、水と緑のネットワークの形成を中心とした整備を進めることで、緑の将来像の実現を目指します。

(1) 市の核となる公園の整備の考え方

市の核となる公園は、水と緑のネットワーク形成方針に基づき、「緑の中核的な拠点」において、優先的に整備します。

なお、既に市の核となる公園がある場合は、適切な維持管理や必要に応じた拡張整備などにより機能の向上を図ります。

休息、観賞、遊戯、スポーツなど総合的な利用を目的として配置される郷土の森公園、都立府中の森公園、都立武蔵野の森公園、寿中央公園、多摩川緑地や、優れた風致の保全などを目的として配置が進んでいる都立武蔵野公園、都立浅間山公園については、市の核となる公園として、今後も各公園の利用目的に即した機能の維持・向上と未開設部分の整備推進により、利用環境を高めます。

また、都立府中の森公園及び郷土の森公園については、隣接する区域に「府中基地跡地留保地内の公園」及び「郷土の森公園西側河川区域の公園」を配置し、公園機能の充実を図ります。

(2) 地域の核となる公園の整備の考え方

地域の核となる公園は、水と緑のネットワーク形成方針に基づき、「地域における緑の拠点」において、優先的に整備します。

なお、既に地域の核となる公園がある場合は、適切な維持管理などにより機能の向上を図ります。

地域の核となる公園（近隣公園・地区公園）については、効果的な整備を進める視点から、歩いて行ける公園や市の核となる公園に近接した配置とならないこと、緑の空間として確保された緑地や市内各所に設置されている文化センター・学校な

どが既に持っている機能と重複しないことなどを考慮したうえで、まとまりのあるオープンスペースが不足する区域を優先に、配置することとします。

また、まとまりのある農地については、良好な景観を保全しつつ、緑地として活用する観点から、農業公園の配置を進めます。

なお、府中公園など、既存の地域の核となる公園については、利用者の要望等を踏まえながら、地域の緑の核としての機能の維持・向上により、利用環境を高めます。

(3) 緑道等の整備の考え方

緑道等は、水と緑のネットワーク形成方針に基づき、「水と緑のネットワークゾーン」において、優先的に整備します。

なお、既に緑道等が整備されている場合は、適切な維持管理や必要に応じた拡張整備などにより機能の向上を図ります。

緑道等は、水と緑のネットワークゾーンに、連続した緑の空間を形成するように整備することとします。

また、景観の向上や快適で安全な通行・散策空間として利用されている新田川緑道、二ヶ村緑道などの緑道については、適切な維持管理や利用環境の改善により、水と緑のネットワークとしての機能の向上を図ります。

(4) 歩いて行ける公園等の整備の考え方

憩いややすらぎの空間、緑とふれあうことのできる場としての役割や機能を重視し、市民のだれもが歩いて行ける範囲に公園を整備します。

公園等の整備に際しては、歩いて行ける身近な公園の圏域とされる半径 250m 内に都市公園の整備を引き続き進めていくものとしますが、都市公園の整備が困難な場合は、安定的な利用が可能な条例等の公園を整備します。

なお、水と緑のネットワークゾーン内の公園等については、連続した緑の空間を形成するように整備することとします。